

技術名称：石綿成形管材除去処理技術「W・J・ビベリアン除去工法」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

株式会社 アイ・エヌ・ジー
代表取締役 木村 実牙男
千葉県野田市中野台鹿島町11番地26

1.2 技術の名称

石綿成形管材除去処理技術「W・J・ビベリアン除去工法」

1.3 技術の概要

本技術は、既存建築物に浴室の排気管又は教室のストーブ等の排気管として垂直方向に埋設された石綿成形管材を超高圧洗浄機械とバキューム車を用いて、石綿粉じんの飛散防止を十分に考慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術である。

本工法の特徴は、既存建物内の各階毎に単独で埋設されている石綿成形管材の上端部（屋上）より、超高圧噴射ノズルヘッドを下端部（浴室又は教室）まで挿入し、超高圧水を回転噴射させながら煙突頂版部方向に引き上げ連続的に破碎し、同時に煙突下部点検口より、破碎された汚泥状の石綿成形管材をバキューム吸引用ホースにより吸引回収する。バキューム車タンク内の破碎された汚泥状の石綿成形管材は、コンクリート固化し、産業廃棄物として専門処理業者により処理し、汚水は凝集沈殿処理し放流する。

2. 開発の趣旨

既存建築物に施工された石綿成形管材の除去に際し、石綿粉じんの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 関連法令等に則って除去作業を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全を確保する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) 石綿除去工事に関する技術資料
- (2) 繊維状粒子（石綿繊維を含む）濃度等の測定データ
- (3) 審査の過程において必要とされた追加資料

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、建築物利用者の安全を確保できるものと判断される。
- (3) 関連法令等に則って除去作業を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講じていることから除去工事中の作業者の安全は確保できるものと判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 作業員・管理者等に対して、石綿に関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。
- (2) 次回の更新にあたっては、本工法による施工実績を有することを条件とする。

9. 審査証明経過

- (1) 建築物等の保全技術・技術審査証明事業において、2000年1月27日付け審査証明第0001号で技術審査を完了した。
- (2) 本技術に関する更新（建築物等の保全技術・技術審査証明事業から建設技術審査証明事業への移行）について、2005年1月27日付けで技術審査を完了した。
- (3) 本技術に関する更新について、2010年1月28日付けで技術審査を完了した。ただし、更新日は2010年1月27日として取り扱う。
- (4) 2014年9月24日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2015年1月27日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2020年1月26日まで）とする。
- (5) 2019年9月26日付けで依頼された本技術に関する変更について技術審査を行い、2019年11月21日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は5年間（2025年1月26日まで）とする。